

第13回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年12月9日(木) 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市役所 3階 大会議室

3 出席委員(12名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 藤平 正一 | 2番 織本 幸一 | 3番 鈴木 茂雄 |
| 4番 吉清 哲司 | 5番 池田 誠 | 6番 中村 好男 |
| 7番 三枝 正直 | 9番 高浦 伸芳 | 10番 麻生 等 |
| 11番 福山 博久 | 12番 松崎 秋夫 | 13番 吉野 鋭致 |

4 欠席委員(1名)

8番 高橋 奈緒美

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 非農地判断について

議案第5号 令和3年度第9次農用地利用集積計画(案)について

議案第6号 農用地利用配分計画(案)について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

ただいまから令和3年第13回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、8番 高橋委員の1名であり、出席委員数は、委員総数13名中12名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号2番、織本委員、議席番号13番、吉野委員にお願いします。

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号15の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号14を審議していただき、その後に番号15についての審議をお願いします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について、ご説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、居宅に近く耕作に便利な為です。

申請土地、荻原字東谷、地目、畑、〇〇〇㎡、ほか5筆、6筆合計〇〇〇㎡。譲受人は隣接する家屋を併せて取得し、居宅とするとの事です。権利内容、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。

申請土地、楽町字稻荷堂、地目、畑、〇〇〇㎡、権利内容、売買による

所有権移転、図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、引田字坂下、地目、畑、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利の為です。申請土地、引田字坂下、地目、田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。

番号5、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利の為です。申請土地、作田字大久保、地目、畑、〇〇〇㎡。権利内容、贈与による所有権移転、図面番号4です。

番号6、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に近く耕作に便利の為です。申請土地、作田字西台、地目、畑、〇〇〇㎡、権利内容、贈与による所有権移転、図面番号4です。

番号7、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利の為です。申請土地、上布施字押替前、地目、田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号5です。

番号8、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、新規就農の為です。申請土地、下布施字棒谷、地目、田、〇〇〇㎡、ほか3筆、4筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号6です。

番号9、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利の為です。申請土地、岬町江場土字江川向、地目、田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号7です。

番号10、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町東小高字井戸ヶ間、地目、田、〇〇〇㎡、ほか1筆、2筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号8です。

番号11、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利の為です。申請土地、岬町岩熊字誰井部田、地目、畑、〇〇〇㎡、権利内容、贈与による所有権移転、図面番号9です。

番号12、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、自宅

に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、岬町岩熊字天王前、地目、田、〇〇〇㎡、ほか1筆、2筆合計〇〇〇㎡、権利内容、贈与による所有権移転、図面番号10です。

番号13、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、岬町岩熊字花貫谷、地目、田、〇〇〇㎡、ほか1筆、2筆合計〇〇〇㎡、権利内容、贈与による所有権移転、図面番号9です。

番号14、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町岩熊字中島、地目、田、〇〇〇㎡、ほか3筆、4筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号9です。

番号1から14につきまして、以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、7番、三枝委員の補足説明をお願いします。

三 枝 委 員 はい、三枝です。

いま事務局で説明のあったとおり、何ら問題ないと思います。よろしく
お願いします。

議 長 続きまして、番号2について、2番、織本委員の補足説明をお願いします。

織 本 委 員 2番の織本です。

事務局の説明のとおり、農地に問題ありませんので、よろしく
お願いします。

議 長 続きまして、番号3から番号6について、11番、福山委員の補足説明
をお願いします。

福 山 委 員 はい、福山です。

番号3、4、5、6、ただいま事務局説明のとおりです、いずれも何ら
問題ないと思います。ご審議のほどよろしく
お願いします。

議 長 続きまして、番号7及び番号8について、3番、鈴木委員の補足説明を
お願いします。

鈴 木 委 員 はい、3番、鈴木です。

7番については、現在、譲受人が付近を耕作していきまして、機械等、問題ないと思います。8番につきましては、現在、耕作はされておきませんが、草刈り等はされておき、すぐにでも耕作できる状態になっておきますので、何ら問題ないと思います。よろしく審議のほど、お願ひします。

議 長 続きまして、番号9及び番号10について、12番、松崎委員の補足説明をお願ひします。

松 崎 委 員 はい、12番、松崎です。

事務局説明のとおりで、9番については、受人が申請地の両脇を耕作している状況で、10番については、受人が現在、耕作を続けている場所ということで問題ないと思われまます。審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 続きまして、番号11から番号14について、6番、中村委員の補足説明をお願ひします。

中 村 委 員 はい、6番、中村です。

12番以外は、同じ申請人です。内容は事務局説明のとおりで、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりまました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようございませますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひまます。

挙手全員ございませます。

よって、議案第1号の番号1から番号14については、原案のとおり可決されまました。

続きまして、議案第1号の番号15についての審議に移りまますが、議事参与の制限により、4番、吉清委員におかれまましては、しばらくの間、退室をお願ひまます。

(吉清委員退室)

議 長 吉清委員が退室されまましたので、引き続き番号15について、事務局の説明を求めまます。

事 務 局 番号15、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、

農業経営規模拡大の為です。申請土地、若山字蒲末、地目、田、〇〇〇㎡、ほか1筆、2筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号11です。

番号15につきまして、以上で説明を終わります。

議長 番号15について、5番、池田委員の補足説明をお願いします。

池田委員 はい、申請地は、その周辺9割方、譲受人が耕作しているもので、また、平成31年に会社を設立し、若山地区を中心に大規模に営農活動を行っており、問題ないものと思われます。ご審議願います。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号、番号15については、原案のとおり可決されました。

それでは、吉清委員の入室をお願いします。

(吉清委員入室)

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は岬町鴨根の畑、〇〇〇㎡で、清水寺参道入口の西側に位置します。図面番号12です。

申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅敷地内に建てる物置で集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可できるものに該当します。

申請者は現在、親と同居しておりますが、家の中が手狭になったため、

自己所有の畑と隣接の畑を隣人より譲受け、物置を建築します。このため、自己の転用については、農地法第4条の規定による許可申請、隣接の畑の転用については、農地法第5条の規定による許可申請となり、本申請と同時に第5条許可申請がなされております。議案第5号、番号13です。

用水は設置なし。排水について雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、第4条については転用、第5条については売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、10番、麻生委員の補足説明をお願いします。

麻生委員 はい、10番、麻生です。

いま、事務局の方から説明ありましたが、手狭になったということで物置を建てる。この敷地内ですけど、裏が山になっていて、コンクリートの吹付がなされ、スペースがない状態なので、どうしても脇に物置を建てたいとのことで申請がありました。問題ないかと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございます、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は苅谷望地原の田、〇〇〇㎡で、いすみ医療センター

の東側に位置します。図面番号13です。

申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可できるものに該当します。

申請者は、駅や病院等に近く生活の利便性があると考え、貸家住宅の建設を計画しました。貸家3棟、建築面積は3棟合計で〇〇〇㎡及び道路〇〇〇㎡に転用します。

土砂による埋立てを90cmの高さで行います。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後申請地内に新設の側溝を通じ、既設の市道側溝へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は、〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、小規模埋立て条例について環境水道課に申請予定、道路法について建設課に申請予定です。

番号2、本件は釈迦谷硯谷の畑、〇〇〇㎡で、農地以外の筆と合わせた全体計画は、〇〇〇㎡です。いすみ市大原グラウンド野球場の東側に位置します。図面番号14です。

申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可できるものに該当します。

譲受人は自然豊かな静かな住環境での居住をするため、申請地と隣接土地を購入し、専用住宅、〇〇〇㎡を建設します。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、県道側溝へ放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について夷隅土木事務所へ申請予定です。

番号3、本件は下布施棒谷、戸張ヶ谷の田、〇〇〇㎡で名熊ダムの北東に位置します。図面番号15です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

譲受人は自社所有の土地に建つ建物が山林により千葉県建築条例の崖に抵触するため、防災対策として崖を解消する工事を行うことになり、その土砂を申請地に搬入、埋立ての後にスタジイやコナラ等の植林を行う計画を立てました。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は森林法について、令和3年11月25日付けで農林課に伐採届が提出されております。

番号4から番号8は同一案件の為、一括で説明いたします。

本件は、岬町和泉天王前の田と畑〇〇〇㎡で、農地以外の筆を合わせた全体計画は〇〇〇㎡です。太東崎灯台入口交差点に隣接します。図面番号16です。

申請地は、土地改良区域内の農地であることから、第1種農地に該当し原則として許可できませんが、転用目的が店舗及び通所型介護施設であり、集落に接続して設置されるため例外的に許可できるものに該当します。

譲受人はドラッグストアや介護サービス関係を主たる業務とする法人であり、申請地を譲受け、店舗及び通所型介護施設、〇〇〇㎡に転用する計画です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、土地改良区管理水路へ放流します。

権利の内容は賃借権設定です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、宅地開発事業事前協議について、令和3年11月25日付けで建設課に申出済。小規模埋立て条例について、令和3年11月25日付けで環境水道課に申請済。埋蔵文化財発掘について、令和3年11月25日付けで生涯学習課に届出済。法定外公共物占用条例について、令

和3年11月25日付けで建設課に申請済。道路工事施工承認申請について、令和4年2月上旬に夷隅土木事務所へ申請予定。水路等の耕作物設置協議、土地改良施設多目的使用申請、地区除外申請及び農地転用等の通知及び意見書交付願について、令和3年11月25日付けで夷隅郡太東第二土地改良区に提出済となっております。

番号9、本件は、岬町谷上京出谷の田、〇〇〇㎡で、向根集会所に隣接します。図面番号17です。

申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可できるものに該当します。

借主は結婚が決まり、自己住宅、〇〇〇㎡の建設を計画しました。

妻の父が所有する申請地を借受け、自己住宅を建設します。埋立ては行いません。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、申請地内既設のU字側溝へ放流します。

権利の内容は使用貸借権設定です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金及び借入金にて行います。

番号10、本件は、岬町押日三角の畑、〇〇〇㎡で、真福寺の北側に位置します。図面番号18です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅、〇〇〇㎡及び駐車場、〇〇〇㎡です。

申請地は、令和3年5月7日実施の第5回農業委員会総会でご審議いただき、許可の議決を得て、同日付けで農地法第3条の許可を得ましたが、許可後に本件の譲渡人の持病悪化により耕作がままならない状況になり、都内に住む息子である譲受人が実家近くに住んで、父母の面倒を見ながら、通勤することになりました。

農地法第3条の許可後3年間は原則として第5条の許可はしないものとなっておりますが、やむを得ない理由であると認められることから本申請

を受理したものでございます。

用水は市営水道。排水は合併浄化槽で処理後、市道側溝へ放流します。

権利の内容は贈与による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和3年11月24日付けで建設課に道路占用許可申請がなされております。

番号11、本件は、岬町東中滝下畑の畑、〇〇〇㎡で、電話交換センターに隣接します。図面番号19です。

申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で集落に接続して設置されるものであることから例外的に許可できるものに該当します。

借主は現在、賃貸住宅に居住しておりますが、結婚し、今後家族が増えることも考え、実家の近くにある父親所有の農地を借受け、自己住宅、〇〇〇㎡を建設します。

用水は市営水道。排水は合併浄化槽で処理後、県道側溝へ放流します。

権利の内容は使用貸借権設定です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、借入金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和3年10月26日付けで道路占用許可がなされております。

番号12は、議案第2号、番号1と同一案件の為、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、2番、織本委員の補足説明をお願いします。

織 本 委 員 2番、織本です。

この田んぼは、医療センターの駐車場のすぐ脇にあり、特に問題ないと思います。ご審議、よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、番号2について、4番、吉清委員の補足説明をお願いします。

吉清委員 はい、4番、吉清です。

事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長 続きまして、番号3について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いします。

鈴木委員 はい、3番、鈴木です。

この土地はですね、田んぼとして耕作していたのですが、現在、休耕状態となっております。あとは事務局の説明のとおりです。特に問題ないと思います。よろしく審議のほど、お願いします。

議長 続きまして、番号4から番号8について、13番、吉野委員の補足説明をお願いします。

吉野委員 13番、吉野です。

申請番号4から8のこの場所は、事務局の方から説明がありましたが、太東灯台入口の交差点の信号のところございまして、申請事由として、転用して商業施設と介護施設ですか、建設するとのこと。問題はないかと思いますが、よろしく審議のほど、お願いします。

議長 続きまして、番号9について、6番、中村委員の補足説明をお願いします。

中村委員 はい、6番、中村です。

この農地は、嫁さんの親の所有地で、田んぼとしては耕作しておりませんでした。住宅を建てるのは問題ないと思います。審議のほど、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号10から番号12について、10番、麻生委員の補足説明をお願いします。

麻生委員 はい、番号10、11につきましてですけど、住宅地ということですが、周辺みんな住宅地で囲まれているところで問題ないかと思います。12番についてはですね、第2号議案でご審議いただいた内容と同じですので、よろしくをお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。
議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、非農地判断について説明いたします。

番号1、申請土地、荻原字東谷、地目、畑、〇〇〇㎡、ほか1筆、2筆合計〇〇〇㎡、図面番号1番です。

申請地は議案第1号、申請番号1番の案件と接しており、同一の申請人による申請です。現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。

これを受け、11月29日および12月7日に、藤平会長、三枝委員、吉野推進委員の3名により、現地確認を実施しております。現況としましては、山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、7番 三枝委員の補足説明をお願いします。

三枝委員 はい、三枝です。

事務局説明のとおり状況でした。問題ないと思います。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、令和3年度第9次農用地利用集積計画（案）

についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、令和3年度第9次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和3年11月18日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権22件、貸付者21名、借受者16名、田、68,844㎡、畑、2,520㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから決定依頼がなされており、問題ないものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

借受申し込み者6名、借受面積、田、16,242㎡、畑、3,240㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められており、問題ないものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 はい。

地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は11月30日までに回答済の13件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして令和3年第13回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

事務局から何点かご連絡がございます。

初めに1月の総会ですが、1月7日の金曜日、午後3時から大原庁舎3階大会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、12月21日の火曜日から24日の金曜日4日間といたします。現地確認につきましては、12月27日の月曜日及び28日の火曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお

願います。

次に、活動記録簿についてですが、本日11月分をお持ちの方は提出をお願いします。

また、翌年分の活動記録簿については、毎年12月に配布しておりますが、様式の変更があるとのことで今年は、まだ事務局に届いておりません。新しい記録簿が届き次第、皆様に配布いたします。なお、手帳につきましては皆様の席に置かせていただきましたので、ご活用ください。

以上で本日の会議日程は全て終了とさせていただきます。大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後3時46分)

議事録署名人

議長

2番委員

13番委員